

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第4 議案第38号 開成町教職員住宅使用条例を廃止する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成町教育委員会が管理する教職員住宅について、建物の解体を行い代替の施設を設けないことから、開成町教職員住宅使用条例を廃止する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第38号 開成町教職員住宅使用条例を廃止する条例を制定することについて。

開成町教職員住宅使用条例を廃止する条例を制定する。よって地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。

続きまして、条例を読みあげさせていただきます。

開成町条例第 号。

開成町教職員住宅使用条例を廃止する条例。

開成町教職員住宅使用条例（昭和43年開成町条例第15号）は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

今までの経過を簡単に説明させていただきます。

こちらの開成町教職員住宅につきましては、昭和63年に町が公立学校共済組合から譲渡を受けまして、開成町の教職員住宅として使用してまいりました。最終の入居者は、平成18年4月までとなってございます。あわせて、平成7年から、3棟のうち1棟については開成町の適応指導教室「あじさいルーム」として使用してまいりましたが、老朽化が著しいことから民間施設を借りあげまして昨年12月に移転をしてございます。その後、今年3月に建物の解体工事等を行いまして、3月末には滅失登記を完了しております。

この条例の廃止につきましては、町長の説明もありましたとおり、今後、町として教職員住宅を確保する予定がありませんので、条例を廃止するものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第38号 開成町教職員住宅使用条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決されました。